

# やまなし水素・燃料電池産業プレゼンス向上事業 (メディアツアー事業)業務仕様書

この仕様書は、山梨県が委託する「やまなし水素・燃料電池産業プレゼンス向上事業(メディアツアー事業)」について適用する。

## 1 目的

水素は、発電・輸送・産業等、幅広い分野で活用が期待されるカーボンニュートラルのキーテクノロジーである。令和5年6月、国が改定した水素基本戦略では、安定的、安価かつ低炭素な水素の供給に向け、大規模な投資の計画を示し、水素サプライチェーンの整備を推進するなど、水素社会実現の加速化に向けた方向性が示されたところである。

山梨県では、水素社会の実現に向けて欠かすことができないエネルギーの一つである水素・燃料電池分野における先導的な自治体として、「他の事業者にも先立って、自らリスクを取り、投資や事業を行い、カーボンニュートラルを牽引していくことは、先進的な取組を行っている地方公共団体である本県の使命である」という考えに基づき、水素・燃料電池関連技術の普及を進めるための「トップランナーとなり国内外を牽引する」ことを目指している。

本事業は、本県の水素・燃料電池関連産業について、事業者がメディア関係者を招いて現場を見学できるツアーを開催し、本県の先進的な取り組みを直に体感してもらい、この分野への理解を深めてもらう中で、本県の水素・燃料電池産業の認知度やブランド力の向上を図るとともに、本県と各メディア関係者との関係を構築することを目的とする。

## 2 委託期間

契約の日から令和6年3月29日(金)まで

ただし、メディアツアーは令和6年2月29日(木)までに実施すること。

## 3 委託業務

### (1)メディアツアーの内容・行程の企画

- ・本県の水素・燃料電池関連産業の先進的な取り組みを直に体感することで、認知度やブランド力の向上、本県とメディア関係者との関係構築に繋がる内容とし、情報発信力が高いメディア(BtoB、BtoC は問わない)が参加を希望するような内容とすること(行き先は県内外を問わない)。
- ・参加メディアに山梨県としてのおもてなしを感じてもらうような企画を入れること。
- ・1回以上実施すること。

### (2)各関係者・各施設との連絡調整(県内企業等との連絡時には、県もサポートを実施)

- (3)メディア関係者への案内(メディア関係者への参加働きかけを含む)
  - ・対象とするメディアは提案者が選定することとし、山梨県に協議したうえで決定すること。
- (4)ツアー時のコーディネート(参加者の交通手段・昼食手配・随同行等)
- (5)出席メディアへの発信(記事化)の働きかけ
- (6)事業の効果測定(メディアの取り上げ状況の収集)
- (7)本県とメディア関係者との仲立ち
- (8)その他
  - ・本業務との連携により効果が見込める独自の提案があれば実施すること。

#### 4 業務計画書

受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を提出すること。

業務計画書には、業務工程、業務遂行体制、連絡体制、その他業務の実施にあたり、県と受託者で共有しておく事項を記載するものとする。

#### 5 成果物等

事業実績について、実績報告書を令和6年3月29日(金)までに提出する。

報告書 4部(A4縦(A3はZ折り))

電子データ 1式(報告書)

#### 6 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては県と十分に協議、連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項であっても、県が依頼する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するよう努めること。
- (3) 本事業の実施にあたり必要となるフライヤー等については、県が可能な範囲で提供する。
- (4) 本業務に係る報告書の内容(電子ファイルを含む。)の所有権や著作権は、原則として全て山梨県に帰属する。ただし、受託者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術等に関する権利については受託者に留保するものとし、この場合、山梨県は当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (5) 本業務の遂行上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。また、委託業務の目的以外に利用してはならない。
- (6) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。